

# 業務仕様書

## 1. 件名

市立東大阪医療センター紹介動画制作業務

## 2. 業務の目的

本業務は、市立東大阪医療センターが大規模高機能病院として、最先端医療、地域医療、チーム医療に努めていることを発信するとともに、より多くの学生・医療関係者に市立東大阪医療センター（以下「当センター」という。）に勤務する職員の魅力を伝えることを目的とする。

## 3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日

## 4. 概要

### (1) 動画制作限度額

- ①センター紹介動画1本：60万円
- ②職員紹介動画6本：120万円（1本あたり20万円）

### (2) 履行期限

- ①センター紹介動画：令和6年3月31日
- ②職員紹介動画：令和5年12月22日

### (3) 掲載媒体

当センターウェブサイト及びYouTube

## 5. 成果品

- ・各動画を1つのUSB メモリメディアに格納した物を5個納品すること。
- ・各動画制作に使用したテキストデータ、写真、画像等は、CD-R 等の電子媒体1枚にまとめて保存のうえ、納品すること。

## 6. 制作内容

### (1) 制作動画の企画・立案について

- ①市立東大阪医療センター紹介動画
  - ・5分程度の動画を1本制作すること。
  - ・コンセプトは「市民に選んでもらえる病院」とする。
  - ・テーマは「最先端医療」「地域医療」「チーム医療」とする。

- ・市民に当センターのサービスや強みなどの魅力を効果的に伝えられるものにする
- こと。
- ・ドローンで撮影した動画を活用すること。
- ・出演者は当センター職員とするが、職員の顔が特定できないような撮影を心がける
- こと。

#### ②市立東大阪医療センター職員紹介動画

- ・1本あたり2分程度の動画を6本制作すること。
- ・紹介職員の職種は「医師」「看護師」「薬剤師」「医療技術局」「理学・作業療法士」「事務」の6本とする。
- ・職員紹介動画全体としてのテーマは「急性期医療」「災害医療・救急医療」「教育体制」とする。
- ・学生や医療関係者をターゲットとし、人材確保につながる構成とすること。
- ・出演者は当センター職員とする。（紹介動画については、職員の顔も撮影可とする。）

#### (2) 掲載媒体について

- ・当センターウェブサイトの中に埋め込みで動画を掲載。
- ・YouTube に動画掲載。

#### (3) 素材について

- ・使用したテキストデータ、写真、ロゴ、画像等を当センターに提供すること。

#### (4) 動画納品形式

- ・MP4 ファイル形式とする。

#### (5) 撮影場所

地方独立行政法人市立東大阪医療センター

〒578-8588

大阪府東大阪市西岩田3丁目4-5

## 7. 提案内容

### (1) スケジュール

各工程表を提出すること。なお、履行期限は下記のとおりとする。

① センター紹介動画：令和6年3月31日

② 職員紹介動画：令和5年12月22日

### (2) 体制図

窓口担当者、動画制作などの業務体制を提出すること。

### (3) 来訪体制、回数

打ち合わせ方法や回数などを提出すること。

### (4) 動画企画案

動画制作における実施手順や制作予定の動画の簡易な構成やイメージ、完成動画活用方法などをわかりやすく提案すること。

(5) 提案価格

提案価格については、作業項目ごとに細分化した価格も記載すること。

8. 業務の実施条件等

- (1) 業務の遂行にあたっては、当センターと十分な連絡を保ち、基本方針については当センターの指示に従い、承諾を得るものとする。
- (2) 業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (3) 業務の遂行にあたっては、受託者は相当な知識と技術を有する従事者を配置しなければならない。
- (4) 受託者は、国・府及び市の保健・医療・福祉全般についての十分な理解のもとに業務を遂行しなければならない。
- (5) 当センターは、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。
- (6) 受託者は、当センターに対して定期的に業務の進捗状況を報告するものとする。
- (7) 本業務の遂行によって生じる権利は、当センターに帰属するものとする。
- (8) 受託者は、業務により知り得た事項について秘密を守り、他に漏らしてはならない。また、契約終了後においても同様とする。
- (9) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託する場合には、事前に当センターの承認を得るものとする。
- (10) 受託者は、出席した各種打ち合わせの要点を整理し、提出するものとする。

9. その他

- (1) その他本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、当センターと受託者で協議のうえ決定するものとする。